

第5期土岐市障がい者計画

概要版



令和4年3月
土岐市



計画策定にあたって

① 計画策定の趣旨

障がい者福祉分野では、障がいのある人の高齢化や介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援、医療的ケア児や発達障がいのある児童への支援の充実、難病患者への対応の強化など様々な課題が全国的に見られています。

平成29年3月に本市が「第4期土岐市障がい者計画」を策定して以降の流れとして、国は平成30年3月に「第4次障害者基本計画」を策定しました。

それ以降も、ユニバーサル社会の実現をはじめ、心のバリアフリーの強化や読書バリアフリーの推進など、障がいの有無にかかわらず、一人一人が社会の対等な構成員として、互いに尊重し支え合いながら共生する社会を目指すための法改正等が見られます。さらに、国際社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）が国連で採択され、国もSDGsの取組を推進しています。

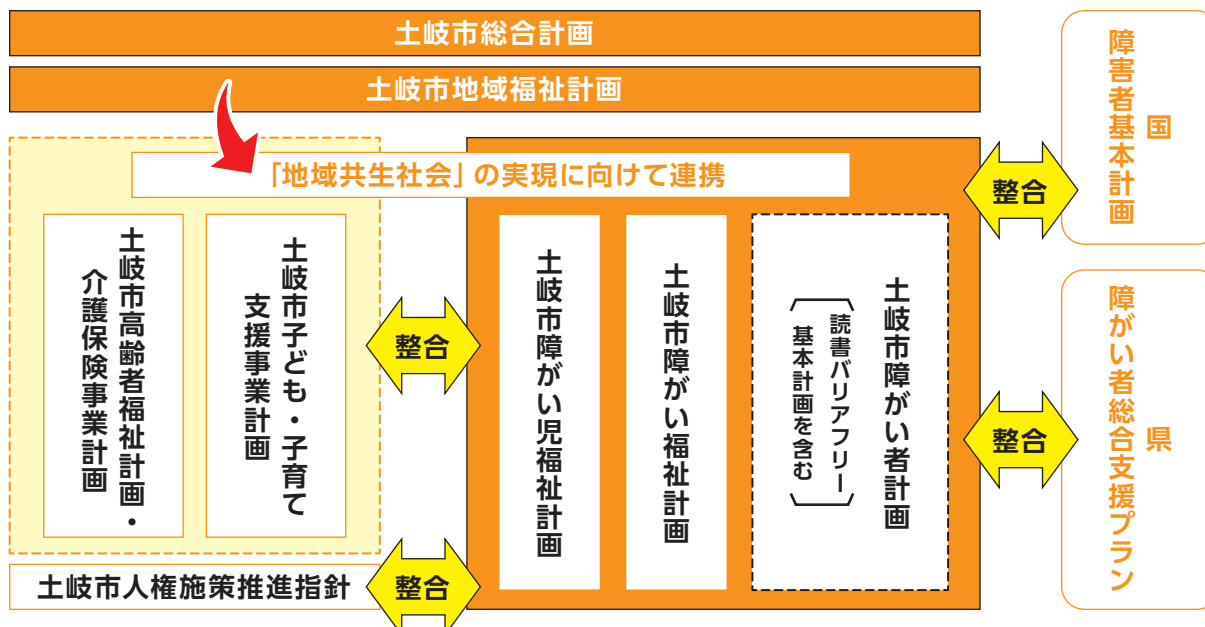
本市では「第4期土岐市障がい者計画」の計画期間が令和4年3月をもって終了します。そこで、国の動向等を踏まえ、本市における障がい者施策の方針を示す本計画を策定します。

② 計画の位置付けと期間

障がい者福祉施策に関しては、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の三種類が法定計画として位置付けられています。本計画はこの障がい者計画に該当し、「障害者基本法」第11条第3項に規定されている市町村障害者計画に相当しています。また、本計画は「読書バリアフリー法」第8条で市町村における策定が努力義務とされている「読書バリアフリー基本計画」と一体的に策定します。

本計画の期間は令和4年度から令和8年度の5年間とします。

図表 上位計画・関連計画との関係





障がい者を取り巻く状況

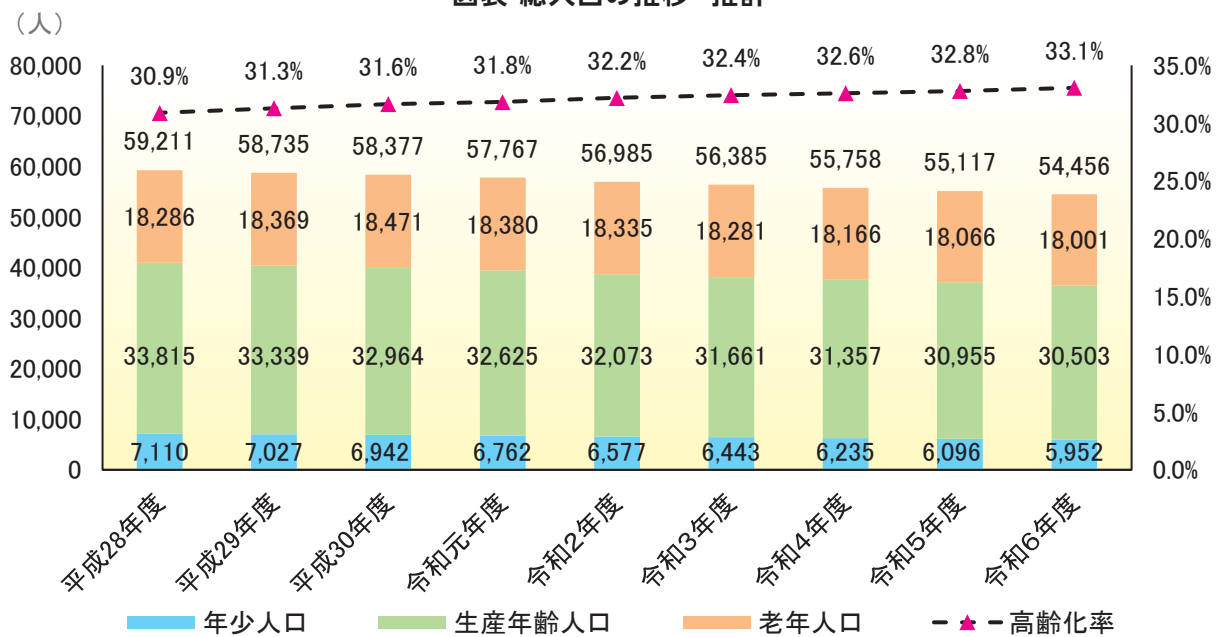
① 総人口と障がい者数

総人口は減少傾向にあります。

障がい者手帳所持者数についても総人口同様に減少しており、平成28年度の3,677人から令和2年度は3,516人となっています。

おおむね減少傾向が続き、令和6年度には3,396人になると見込まれます。また、身体障がい減少し、知的障がいと精神障がいは増加することが想定されます。

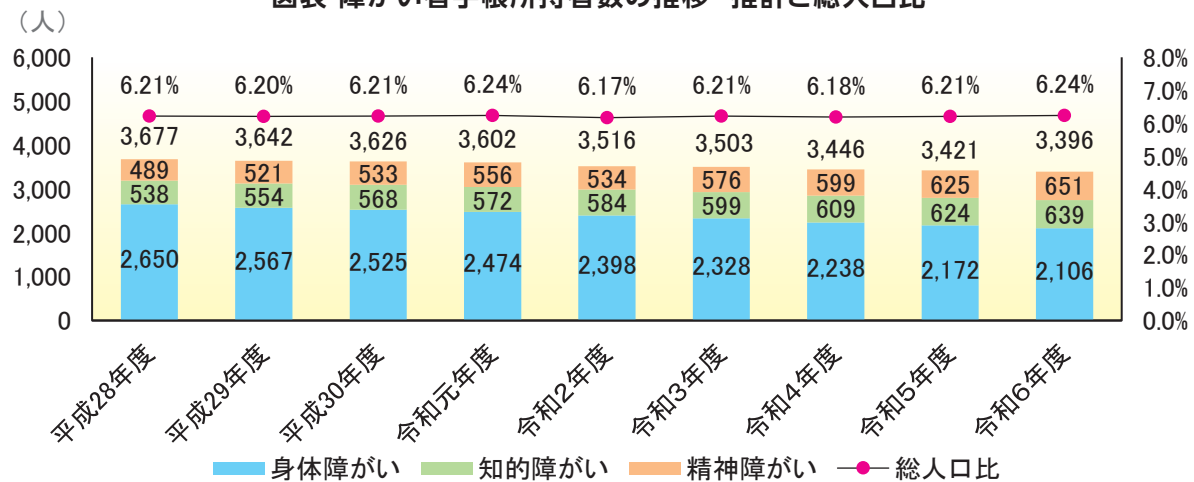
図表 総人口の推移・推計



出典:住民基本台帳(各年度3月末時点)・住民基本台帳を基に独自推計

※年少人口は0歳から14歳、生産年齢人口は15歳から64歳、老年人口は65歳以上、高齢化率は総人口に対する老年人口の割合をそれぞれ指します。

図表 障がい者手帳所持者数の推移・推計と総人口比



出典:福祉課資料(各年度3月末時点)・総人口の推計及び各種手帳所持者実績を基に独自推計

②本計画で対応すべき重点課題

本計画で特に対応すべき重点課題を「地域で支え合う人材の確保」、「生涯学習・文化・スポーツ活動の推進」「安全・安心の地域づくりに向けた対策強化」の3点と設定します。

課題① 地域で支え合う人材の確保

市内のボランティア団体や、各地区の支え合い活動を推進する地区社会福祉協議会では、会員の高齢化や減少が進み、新規会員の確保が困難といった課題を抱えている団体も見られます。

地域活動へ参加しやすいきっかけづくりや、より詳細な活動内容の周知等により、地域活動の参加者増加に向けて働きかけていくことが重要となります。

■ 対応の方針

- ◆市広報、社会福祉協議会の発行する「福祉だより」による周知・啓発を継続的に実施します。
- ◆若い世代の利用者が多いと想定される市のSNS等を活用した周知・啓発を行います。
- ◆庁内関係課や社会福祉協議会とも連携しながら、地域の福祉人材の確保・育成に向けた取組について検討を進めます。

課題② 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進

現状では障がいのある人が地域でこれらの活動に取り組むことができるような環境は十分に整備されておらず、具体的な取組は活動参加のための移動支援にとどまっています。

■ 対応の方針

- ◆障がいのある人も「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」に参加いただけるよう周知を行います。障がいのある人が参加しやすい環境整備を進めます。
- ◆市図書館で郵送貸出しの実施や大活字本の設置、障がい者用駐車場のスペース確保などに取り組みます。市図書館へのニーズの把握についても検討します。
- ◆音声読み上げ機能にも対応したときし電子図書館の普及、利用促進に取り組みます。
- ◆図書の特設・音訳を実施する関係団体への支援等についても検討を進めます。

※「ときげんきプロジェクト」は「いつまでも元気で楽しく過ごし、健康寿命を延ばそう!!」を目的とした事業です。①運動習慣づくり、②フレイル予防、③食生活の改善、④歯と口腔の健康づくり、⑤疾病予防・重症化予防の5つの視点から市民の健康寿命延伸を図る市の重点施策です。



課題③ 安全・安心の地域づくりに向けた対策強化

現状では障がいのある人に対する普及・啓発は十分にはできていません。また、障がいのある人の防犯・防災の方向性について協議する場なども市内にないことから、取組の方向性についても検討が十分に進んでいない状況です。

■ 対応の方針

- ◆現状では総合支援協議会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に定める協議会)の専門部会として、障がい児支援、就労支援、相談支援分野を設置していますが、今後は防犯・防災分野に関しても専門部会を設置し、取組の方針を検討します。
- ◆福祉避難所の確保だけでなく、情報周知や、ヘルプマークの利用促進など、もしものときに障がいのある人が困らないよう、既存の取組について情報提供を強化します。
- ◆東濃圏域における地域生活支援拠点の整備や成年後見制度利用促進を通じて、親亡き後の支援についても検討を進めます。

土岐市障がい者計画の基本的な考え方

① 基本理念

国際社会が進めるSDGsでは、障がい者を含む全ての人々が、不利益や差別を受けることなく、教育の機会を受けたり働きがいのある人間らしい仕事に就けることをゴールに掲げ、社会的・経済的に包含された社会を目指しています。

本市では、第2期土岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、これまで以上に活気あふれる土岐市を築いていくためにも、「誰もが活躍できる地域社会をつくる」を横断的な目標に、若者や高齢者、女性、障がい者、外国人など、誰もが地域社会において居場所と役割を持ち、役割や能力などに応じて生涯にわたって活躍できる地域づくりを推進しています。

第4期土岐市障がい者計画は「ともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくり」という基本理念のもとで各種事業を推進しましたが、これからは障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の担い手として活躍していくことも期待されています。

そこで、本計画からは基本理念を「誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり」として、障がいのある人も地域の様々な社会活動に参加し、地域の方々と支え合いながら共生していくことのできるまちづくりを進めます。

誰もが活躍でき、共に生きるまちづくり

施策の展開

基本理念の実現に向けて、以下のように各種取組を推進します。

基本目標		基本施策
1	障がいによる差別をなくし、共に生きる市民の意識づくり	(1)人権尊重のまちづくりの推進
		(2)障がいを理由とした差別の解消の推進
		(3)交流・連携の推進
		(4)ボランティア人材の確保・活動支援
2	暮らしを支えるサービス支援体制づくり	(1)相談支援体制の充実
		(2)生活支援体制の充実
		(3)保健・医療の充実
3	自立を支援する働きやすい環境づくり	(1)多様な雇用・就労の促進
		(2)離職率低下に向けた取組
4	児童の療育・保育・教育の環境づくり	(1)発達・療育支援環境の充実
		(2)保育・教育環境の充実
5	社会・文化等の活動に参加できる環境づくり	(1)生涯学習・文化活動・読書バリアフリーの推進
		(2)スポーツ活動の充実
		(3)情報コミュニケーション支援の充実
6	安全・安心に暮らせるまちづくり	(1)公共施設・道路・交通の整備
		(2)住まいの整備
		(3)日常生活における安全対策の充実
		(4)災害時の安全安心対策の強化

読書バリアフリーとは、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

例えば、以下のような取組が挙げられます。

音声図書や点字図書といった図書の普及／音声図書や点字図書を作成する住民への支援／拡大鏡やリーディングトラッカーなどの読書補助具の普及 など



具体的施策	担当課
①権利擁護の推進 ②虐待の早期発見と支援体制の整備	福祉課・高齢介護課 福祉課・高齢介護課・子育て支援課・保健センター
①障がいや障がいのある人への理解の促進 ②福祉教育の推進	福祉課・まちづくり推進課 教育総務課
①地域ネットワークの構築支援 ②地域交流の推進	福祉課・まちづくり推進課 福祉課・高齢介護課
①ボランティア情報の発信・啓発 ②ボランティアの育成 ③ボランティア活動の支援	福祉課 福祉課 福祉課
①相談支援体制の充実 ②重層的な相談支援体制の整備	福祉課・子育て支援課 福祉課・高齢介護課・子育て支援課・保健センター・教育委員会
①障がい福祉サービスの利用促進 ②障がい福祉サービスの適正な提供 ③地域生活支援拠点の整備	福祉課 福祉課 福祉課
①疾病の早期発見及び予防の推進 ②難病患者支援の充実 ③保健、医療及び福祉関係者の連携による精神障がいへの対応	保健センター・市民課 福祉課 福祉課・保健センター
①一般就労・雇用の促進 ②福祉的就労の支援 ③特別支援学校卒業生の就労支援の充実	福祉課・産業振興課 福祉課 福祉課
①就労定着支援 ②就労定着支援につなげる支援	福祉課 福祉課
①発達支援の充実 ②早期発見・早期療育の充実 ③医療的ケア児の支援体制の整備 ④ピアサポート活動への支援	子育て支援課・保健センター 子育て支援課・保健センター 子育て支援課 子育て支援課
①障がい児保育の充実 ②障がい児教育の充実	子育て支援課 教育総務課
①生涯学習・文化活動への参加支援 ②読書バリアフリーの推進	福祉課・生涯学習課・文化スポーツ課 福祉課・読書活動推進室・図書館
①スポーツ活動への参加支援 ②「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」の推進	福祉課・文化スポーツ課 福祉課・保健センター・文化スポーツ課
①施策や制度等の情報提供の充実 ②コミュニケーション支援	福祉課・子育て支援課 福祉課・政策推進課
①地域交通の構築 ②タクシー利用料金の扶助 ③公共施設のバリアフリー化の推進	産業振興課 福祉課 福祉課
①住宅の整備 ②グループホームの整備推進	福祉課 福祉課
①防犯・防災・感染症対策の充実 ②緊急時対応の支援	福祉課・生活環境課・危機管理室・保健センター 福祉課・生活環境課・消防本部
①避難行動要支援者の支援体制の充実 ②福祉避難所の整備 ③安心・安全な避難所生活に向けた周知・啓発	高齢介護課 福祉課・危機管理室 福祉課・危機管理室

計画の推進体制

①計画の推進体制

本計画のもと推進すべき取組は、多分野にまたがる内容であるため、県・圏域・関係各課・関係機関と連携して取組を推進します。そのためにも、総合支援協議会や、障がい児支援・就労支援・相談支援等に関する専門部会で多様な関係者と取組の方向性を共有しつつ、県や圏域とも調整を図りながら取組を推進します。

②計画の進行管理

本計画に記載した各種施策を着実に推進するため、進捗状況について毎年度担当課による評価・点検と、総合支援協議会からの意見聴取等を行います。また、社会の動向を踏まえて必要に応じて施策の見直しを行いながら計画を推進します。

本計画は、障がい福祉サービスの提供体制整備に関する計画である「土岐市障がい福祉計画」及び「土岐市障がい児福祉計画」と整合を図りながら推進していきます。また、これらの計画は同じ障がい者福祉施策に関する計画であるため、同時期の見直し、一体的な策定を行うことでより効果的・効率的に今後の施策を検討・推進していくことが可能になると考えられます。そこで、令和8年度には3種類の計画を同時に見直し、令和9年度からはじまる次期計画については一体的な策定を行います。

図表 次期計画の策定

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
土岐市障がい者計画 (読書バリアフリー基本計画含む)	前回計画	本計画					第6期(前期)			第6期(後期)		
土岐市障がい福祉計画 (土岐市障がい児福祉計画)	第6期(第2期)		第7期(第3期)			第8期(第4期)			第9期(第5期)			

それぞれの計画期間が同時期に終了するタイミングで、一体的な見直しを行い、障がい者福祉施策に関する「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画(2期分)」の計画期間をあわせませす。

第5期土岐市障がい者計画【概要版】

発行年月：令和3年12月
 発行：岐阜県土岐市
 編集：健康福祉部福祉課
 住所：岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
 電話：0572-54-1111
 ホームページ：https://www.city.toki.lg.jp/